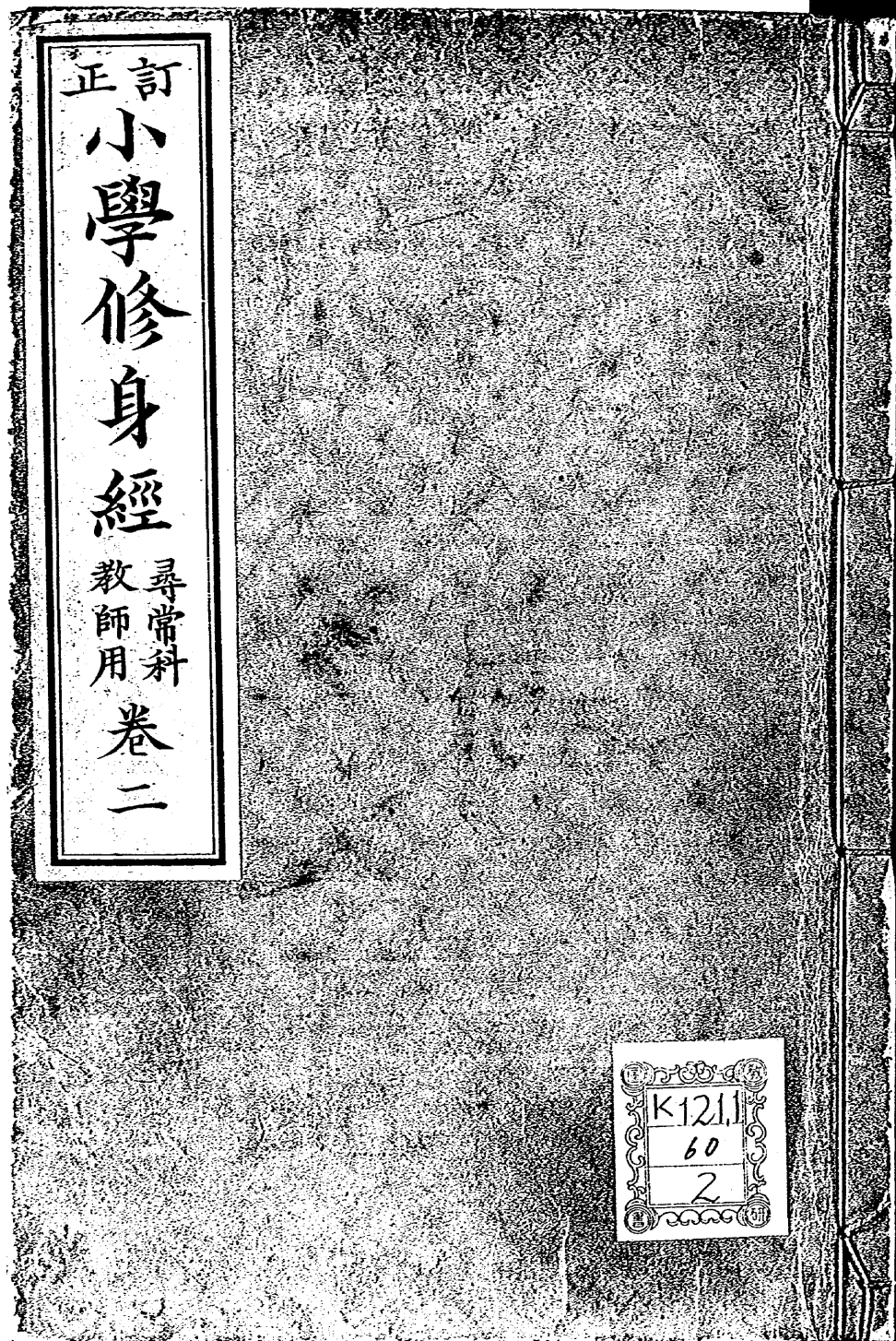




訂正
小學修身經
尋常科
教師用
卷二

K121.1
60
2

K121.1

60

2

日本弘道會會長 西村茂樹校定
文學士 天野爲之謹輯

尋常科
教師用

訂正 小學修身經 卷二

東京 富山房藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ
孝ヲ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホ
シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タ
ルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

日本弘道會會長 西村茂樹校定
文學 士天野爲之謹輯
尋常科 教師用

訂正 學修身經 卷二

東京 富山房藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ
孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホ
シ大業ヲ成ラズ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タ
ルニシテカスス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ニ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
所ニテ古今ニ通シテ利謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺レテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



勅語奉答

勝安房作

あやに畏 ^{かしこ} ま	天皇 ^{みかど} の	あやに尊 ^{たか} ま	天皇 ^{みかど} の
あやに尊 ^{たか} ま	く畏 ^{かしこ} も	下 ^{くだ} し賜 ^{たま} へり	大 ^{おほ} 勅 ^{ちく} 語 ^ご
是 ^{これ} ぞめでたき	日 ^ひ の本 ^{もと} の	國 ^{くに} の教 ^を の基 ^{もと}	なる
是 ^{これ} ぞめでたき	日 ^ひ の本 ^{もと} の	人 ^{ひと} の教 ^を の鑑 ^{かた}	なる
あやに畏 ^{かしこ} ま	天皇 ^{みかど} の	勅 ^{ちく} 語 ^ご のまゝに	勤 ^{いそ} みて
あやに尊 ^{たか} ま	天皇 ^{みかど} の	大 ^{おほ} 御 ^み 心 ^{こころ} に	答 ^{こた} へまつらむ

訂正小學修身經尋常科第二卷教師用

目次

第一課	紀元節	一丁
第二課	天長節	二丁
第三課	祖先を祭る	三丁
第四課	鳥の反哺	四丁
(例話)利三郎吉十郎兄弟の話		
第五課	ふさ女父の業を助く	六丁
第六、七課	行儀	八丁
第八課	老人攝生を説く	九丁
第九課	平次郎よく姉に事ふ	十一丁
第十課	鶴と雀と	十二丁

第十一課

友を擇ぶべきこと

十三丁

第十二課

稻穂の戒

十四丁

第十三課

正直

十五丁

第十四課

(例話)細川侯の家臣某の話

十七丁

第十五課

森蘭丸のこと

十九丁

第十六課

人の見ぬところにて

二十丁

第十七課

物事は丁寧にするべし

二十一丁

第十八課

(例話)彫刻師運慶其弟子に彫刻の法を語りし話

二十一丁

第十九課

改過

二十三丁

第二十課

(例話)盜賊過を改めたる話

二十四丁

第二十一課

小野篁過を改む

三十七丁

第二十二課

先生を敬ふべし

三十七丁

第二十三課

修學

二十五丁

第二十四課

(例話)小野道風蛙を見て感悟せし話

二十七丁

第二十五課

徂徠先生

二十九丁

第二十六課

(例話)大椿苦學の話

三十丁

第二十七課

勤勉

三十一丁

第二十八課

勤勉なる姉妹

三十三丁

第二十九課

儉約

三十五丁

第三十課

(例話)土井利勝節儉の話

三十六丁

第三十一課

阿部對馬守の儉約

三十七丁

第三十二課

辛抱

三十八丁

第三十三課

僧明詮

三十九丁

第三十四課

堪忍

四十丁

(例話一)平澤某堪忍の話

(例話二)怨み報ゆるに徳を以てす

第二十九課

報恩

四十丁

(例話)荒物屋新右衛門女子を救ひし話

第三十課

猿恩を報ゆ

四十二丁

第三十一課

博愛

四十四丁

(例話一)大岡忠固の話

(例話二)白田可久人を救ひし話

第三十二課

鈴木宇右衛門の仁恵

四十六丁

第三十三課

公益

四十八丁

(例話)高島玄俊の話

第三十四課

ふじ女簪を寄附す

五十丁

第三十五課

我爲すべき務

五十二丁

第三十六課

つな女

五十三丁

第三十七課

愛國

五十五丁

第三十八課

義勇

五十六丁

(例話)兒島高德櫻樹に題せし話

第三十九課

河野通有

五十七丁

第四十課

矢玉は霰

五十九丁

正訂小學修身經 尋常科 第二卷 教師用目次 終

正訂小學修身經 尋常科 第二卷 教師用

西村茂樹校定
天野爲之謹輯

第一課 紀元節

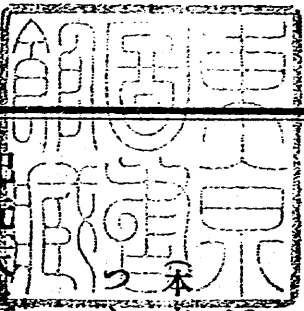
本文紀元節は、神武天皇のみくらゐに、つきたまひし日なり、
つゞしみていはひたてまつるべし。

本課の大意

紀元天皇の二大節は國民の最も奉祝すべき日なり。本
課先づ紀元節の祝すべき所以を教ふ。

說話要領

神武天皇は人皇の初祖にましく、初は日本の西邊に御坐せし
が、國內處々の兇徒を征平して、つひに日本の中央たる大和の國に



宮居を定め、辛酉の年二月十一日を以て位に即かせたまへり。爾來皇統相承け、寶祖はいや榮えに榮えて、以て今日に至り、御代を重ねること二百二十餘代、年を経ること二千五百五十餘年の久しきに及びぬ。二月十一日はかゝるめでたき日なるを以て、今上天皇陛下の御代に至り、その日を以て紀元節となし、毎歲大祭を行はせ給ふなり。されば、我等臣民たるもの能く當時の有様を想ひて、聖徳の宏大なるを知り、日章の國旗を翻して祝意を表し、以て國家の長久を祝せざるべからず。

教授上の注意

一、神武天皇御即位以前と雖も、我國土は天皇の御所有たり。只この天皇以後は人皇と申し奉るものなり。本課を授くるに方りて神代建國の悠遠なる所以を知らしめ、誤解なきやう務むべし。

二、本課及び次の天長節の課に於ては、前學年の觀兵式及び勅語捧讀式の圖を參照せんことを要す。

設問

- 一 人皇第一代ハ何天皇ト申シ奉ルカ。
- 二 神武天皇御即位以前ハ我國如何ナリシカ。
- 三 神武天皇ノ御即位アリシハ何國ニ於テナルカ。

第二課 天長節

(本文)天長節は、天皇陛下のうまれたまひし日なり。つゝしみてことぶきたてまつるべし。

本課の大意

天皇陛下の御誕辰は、國民を擧げて祝賀せざるべからず。本課は前課に續きて天長節の祝賀すべき所以を訓

ふ。

説話要領

吾等の生れし日は誕生日とて各家之を賀するを常とす。天長節は吾々の大御親とも尊敬し奉る、天皇陛下の御誕生日なり、奉祝せずして可ならんや。汝等も知れるが如く此日は國中到る處に日章の國旗を翻し、万民打舉りて陛下の万歳を祝し奉り、陸海軍は祝砲を放ちて之を祝し、天皇陛下は練兵場に親臨して觀兵式を舉行せさせ給ふなり。紀元節と相並びて年中の最大節なれば、國民たるもの之を奉祝する心得多くてはかなはぬことなり。

教授上の注意

繪畫を利用して市中の狀況を示し、又瑞雲飄飄たる上に宮城の聳ゆる様を指點し、尊皇の心を喚起すべし。

設問

- 一 吾々ノ生レシ日ナ何ト云フカ。
- 二 天皇陛下御降誕ノ日ナ何ト稱スルカ。
- 三 天長節ノ日、全國ノ景況ハ如何。又陸海軍ニハ如何ナル儀式アルカ。

第三課 祖先を祭る

(本文)せんぞは、わが家のれこりしもとなれば、そのまつりををこたるべからず。

本課の大意

一家の成立するは、祖先の力によるものにして、たくらべんは、いと畏きわざなれども、なほ國の皇祖皇宗に於けるが如し。されば其祭をつゝし、敬意を表するは、子

孫たるもの、當然の務にして、孝道の至意とたこと、にあり。これ本課の教訓と要する所以なり。

説話要領

父母なくして此世に生れ出でたる人なし。吾等を生み給ひし父母亦兩親ありて我よりいへば祖父母あり。又其祖父母にも兩親ありて、我よりは曾祖父母に當れり。祖父母以上皆之を祖先といふ。邇りて我家の起りを考ふれば、遠く祖先に始り、子孫相繼ぎて其遺業を守り、以て今日に至れるものあれば、我家の今日あるは、ひとへに祖先の餘澤によれるなり。左れば汝等も祖先の恩澤を思ひて之を敬ひ、決して其祭祀を等閑に附すべからず。祖先の祭を怠るものは、其本を忘れたるものにして、其不徳なること、父母に不孝なるに等しとす。

教授上の注意

祖先の祭祀をつゝしむとは、單に其祭日へのみ敬意を表するに非ずして、朝夕香花を捧げ、食膳を奉るが如きも、亦當に注意せざるべからざる所なるを諭しおくべし。

設問

- 一 我家ハ何人ノ始メシモノナルカ。
- 二 祖父母、曾祖父母トハ誰ノコトナルカ。
- 三 祖先トハ誰ナイフカ。
- 四 祖先ノ祭祀ヲ怠ルモノハ如何。

第四課 烏の反哺

(本文)人の子としては、父母のれんを、わするべからず。とりけものにも、れやのれんをしるものあり。

本課の大意

第一卷父母の恩を忘るべからざるを教へたり。本課更に進んで父母の恩を記せざるものは鳥獸にも劣れるを教ふ。

説話要領

鳩に三枝の禮あり、鳥に反哺の孝あり、鳥獸すら能く親の恩を記するものなり。人と生れて、いかでか父母鞠育の大恩を忘るべき。慙むべし。世に不孝の名を傳へて、衆人の攘斥を受くるもの多きことを、これ實に鳥獸にも如かざるものに非ずや。

汝等が毎日學校に來りて學問することを得るも、善き衣服を着し、甘き食物を食することを得るも、一として父母の恩德にあらざることなし。鳥の如きは親の爲めに育てられたるのみにして、學校に

送られしにもあらず、衣服を與へられしにもあらざれども、尙ほ其恩を思ひて、反哺の孝をなすと云へり。然るに人として父母の恩を知らざるものあらば、鳥獸にも劣りたる不徳のものと云はざるべからず。汝等も能くこの理を辨へ、よく父母に孝養せんことを心かくべし。

教授上の注意

第一卷孝行の課を参照すべし。又例話としていだせる利三郎兄弟は父母の志を養ふと、體を養ふとの二ツに合ひたるものなれば、よくその旨をさとすべし。

設問

- 一 鳥ノ親鳥ヲ養フコトニ就キテ話セ。
- 二 子トシテ父母ニ不孝ナルモノハ鳥獸ニ比シテ如何。

三 父母ノ恩ヲ知ラバ如何ニシテ恩ヲ報イントスルカ。

例話

利三郎吉十郎兄弟の話

會津領大沼郡門田庄高田村に孝子ありて、兄を利三郎といひ、弟を吉十郎といへり。兄弟父に事へて、孝行たぐひなく、万事皆父に問ひて之を處し、少しも我意を加へず。父餅を好みしかば、二人は常に朝疾く起き出で、餅賣る家に行き、買ひ調ふるや、否や、之を懷にして走せ歸れり。これ其暖なるを進めんがためなり。又農事の隙に鍛冶を業とせしが、父も若き時より手慣れし業なればとて、折々は相鎚を打つ事あるを、八十三歳の老体なれば、眼もかすみ、手足も弱くて仕事の障りとなれども、二人は厭ふ色もなく、只父が機嫌よきを喜べり。又朝夕の食物も、父食せざれば食せず。或年父痼病を患へし事

あり、様々醫療を盡せども更に驗なく、醫師は老病にして藥力及び難ければ、最早食事の禁物も撰ぶべきにあらすといふに、二人は曾てきかず。固く禁物を厭ひ、妻子に言ひ含めて、父が心に障らぬ様に調へすゝめ、萬に心を盡して看護せり。其驗にや、父の病久うして癒えたりといふ。元祿四年の冬米若干を賜はり、其孝行を賞せられたり。

要項

- 一 兄弟ノ餅ヲ父ニ進メタル注意。
- 二 兄弟ガ父ノ心ヲ養ヒタルコト。

第五課 ふさ女父の業を助く

(本文ふさといふむすめは、八ツのとしより、父のかたはらにありて、そのしごとをたすけしかば、人々孝行ものとはめた

本課の大意

前課より烏の反哺を掲げて孝養のなさざるべからざるを教へたれば、こゝではその訓辭を受けて、ふさ女が幼少ながら養父母に孝養を盡したる事跡を授く。

説話要領

播磨國加東郡上三草村の茂兵衛が養女に、ふさといふものありき。同郡社村の十兵衛が女にて、六歳のときより、此茂兵衛にやしなはれたり。茂兵衛は田畑もたぬ貧しき百姓なれば、ふさ女八歳の頃より、近きあたりの人の子もりをなし、又は小使などして父の世わたりをたすけ、九ツ十の頃よりは幼き心にも、老かゝまれる父の草履草鞋つくるを、うきことに思ひ、側にありて藁をうちあたへ、又は

旅人にうりなどして、その勞にかはり、父の柴かりにゆきて遅くまで歸らぬことあれば、出行きてむかへ歸れり。十一より三十にいたるまで、絶えず人の許に奉公して、給金を兩親にれくり、奉公の暇をうかがひて親の介抱に心を盡し、が天明五年父病に罹りしとき、或日ふさ女にむかひて、我れ家貧しくして、汝を人の下仕とせなしたるを、恨める色なきのみならず、主もてる身の心にまかせぬ中にて、たのみなき我々を懇にいたはり呉れたる志の程、身にしみて満足に思ふなりといひて、幾程もなく身まかりたり。ふさ女は悲の中にも、かたの如く野邊のれくりをすまし、貧しき中にも後の甲ひなどおろそかなかりき。母は綿を紡ぎて世わたりのたつぎとせしが、その業もはかしくしからざりしかば、ふさが給米をのみたのみとせしに、天明七年の飢饉によりて給米もやく減せられしかば、ふ

さ女わづかの衣服まで質に入れて、母の養にめて、母年衰へてみづから米をしらぐることも叶はざるにいたり、主の暇をはかりて、うすつきてれくりたり。また母は癩の病ありて、しばしばあやみしを夜毎にかよひて介抱をなし、しかも主の用をばいさくかもかきたることおかりきどぞ。かくふさ女の行まめやかなりしこと、領主に聞えてそくはくの金をたまはりたり。事は寛政二年二月の事なり。

教授上の注意

他家に養はれたる上は、養家に對すること實家に對すると同じかるべし。ふさ女養女の身を以て學はずして此行をなせること、最も注意を要する所なり。

設問

一 房女七八歳ノ頃孝行ノ狀ヲ語レ。

二 房女父ヲ喪ヒシ時ハ如何オモヒシカ。

三 房女ガ母ニ事ヘシサマハ如何。

四 房女ノ話ヲキ、テ如何ニ感ゼシカ。

第六課及七課 行儀

（第六課本文朝ははやくおき、手とかほとをあらひて、父母にあいさつすべし。父母めすときは、なれどをもうちすて、すみやかにゆくべし。

（第七課本文としやうじのあけたてをしづかにし、すべてたちねをしとやかれすべし。きやくのきたりたるときは、ていねいにおくりひかふべし。

本課の大意

本課の目的は日常作法の大概を授けて無禮粗野の人

たらざらしめんとするゝあり。

說話要領

朝は早く起きて顔を洗ひ口を漱ぎ、髪を櫛り衣服を整へ、父母に朝禮を述べ、祖父母あれば同じく挨拶し、次に祖先の靈を拜するを怠るべからず。凡て人は何人にてても早起せざるべからず、早く起くれは業に後るゝ憂なきのみならず、身心ともに爽快にして、一生の間には數多の利益を得らるべし。されば汝等は毎朝早く起きて、早起の習慣を養はざるべからず。

子たるものは父母の命を重んじ、父母の心を安んぜざるべからず、父母召す時は手に業を執るとも之を棄てゝ其召に應ずべし。

戸障子をあげたてするには、下坐の方へ廻り、跪きて左の手をつき、右の手にて之を開き、次の間にすり越して、切り、少しもたてつけ

を明け置くべからず、又あげたてには、成るべく音せぬ様にし、手を着けたる處を持上ぐる心得にて開閉すべし。

客來の節、客室に出入するは、宜しからざれば、成るべく出づることを憚るべし。然れども客の面を見て禮せざるは、極めて無禮の行なり、又客の内には懇親の人もあり、且つ年輩相等しき人もあるべければ、かゝる時には自ら進みて接待をなすべし。

客來の時は、平生より一層氣をつけて、動作を謹まざるべからず。若し否らずして無禮粗野の舉動あるときは、其恥辱は皆兩親の面目に關するものなれば、よく注意すべし。

教授上の注意

一々本課の作用を圖示するは繁雜なる故、これを省けり。願くは教授者の入門及び第一卷等の各課に通じて、適當なる圖畫を撰出教

示せられんことを。

設問

- 一 朝起キタルキ務ムベキ次第如何。
- 二 朝早く起クレバ如何ナル益アルカ。
- 三 早起ノ殊ニ幼者ニ必要ナル故如何。
- 四 父母召ス時ト出入ノ作法トハ如何ニスベキカ。
- 五 戸障子開閉ノ作法如何。
- 六 客來ノ節ハ如何ニ心得ベキカ。
- 七 客來ノ節不作法ナルキハ客如何ニ之ヲ評スベキカ。

第八課 老人攝生と説く

（本文びやうきは、多くのみくひより、れくるものなれば、つねづね、きをつけて、ほどよくすべし。からだをたいせつにする

も、孝行の一ツなり。

本課の大意

病は多く飲食に發するものなれば、衛生に注意して、身体の健康を保つべきを教ふ。

説話要領

飲食は生を保つに必要あるものにして、一日も欠くべからざるものなれども若し其度を踰えて節するを知らず、又は不淨の水を飲み、不熟の果を食ひ、不時に食を求めなすときは、爲に疾病を醸し、甚しきは死を招くに至るべし。汝等もし攝生の法を知らずして疾病に罹るときは、啻に父母に孝養すること能はざるのみならず、父母をして非常なる心配をなさしむるものなれば、よく注意せざるべからず。

昔長藏といふものありき平生不養生にて病に罹り、久しき間醫療を盡して、漸く全快せしかば、大に喜びて強飯を焚きて、知己の人々に配り居たり。折しも平生攝養を守れる一老人、この處に來合せ、事の由を聞き、長藏に語りて曰く、余は平生攝生を守るゆゑ、病に罹りしことなし、故に全快の祝をなすにも及ばず。病の全快せしを喜ばんよりは、始より病に罹らぬやうすべしと話し聞かせたりとぞ。

教授上の注意

一、兒童をして第一年級なる熊鵠等の話を想起せしむべし。
二、人は食する爲め生くるにあらず。生くる爲めに食するなり。『禍は口より出で病は口より入る等の事、適宜に口授せん事を要す。』
三、時候の變化に應じて衣服に注意すべきことをも教へんことを要す。

設問

- 一 病ノ起ル源ハ何ニアルカ。
- 二 子病ニ罹ラバ父母ハ如何ニ思ヒ給フベキカ。
- 三 老人ノ話シ、語ヲ語レ。

第九課 平次郎よく姉に事ふ

(本文)平次郎は、おやをうしなひてのち、ひとりの姉をたいせつにし、父とも母ともおもひて、つかへたり。姉も平次郎を、子のごとくいつくしみ、兄弟あかよくくらせり。

本課の大意

本課の目的は兄弟互に親和合同して、友悌の道を盡すべきを訓ふるに在り。

説話要領

兄弟は同じ父母の子にして、同じ乳を飲み、同じ胎に懷かれて成長せしものなれば、年長けたる後も、互に仲よく暮らして、幼時の親を忘るべからず、兄弟の仲よきは孝行の一つなり。

寶曆の頃、筑後國久留米通町六丁目、平次郎といふものありき。人となり温厚にして、行を慎めり。二親にははやくわかれ、よそへ嫁じたる姉ひとりあり。それも不幸にして、夫にわかれ、三人の子をつれて平次郎がもとへ寄食せり。平次郎の孝行は、世にもきこえたるほどなりしが、其姉に事ふること、また父母に事ふるに、おなじく、家素より貧しきに、かく不幸のみうち續きて、益困窮せしかど、姉弟相親みて家の内よくととのへり。平次郎折節の着物を製るに、姉に供ふるは、其品よろしく、わが用ゐるはいとわるし。又味よき物を人より得たるときは、必ず持歸りて、姉にすゝめたりとぞ。

教授上の注意

兄弟の仲あしきは、極めてよからぬことにして、而も實際にありうちの事なり。前學年に於ても、屢々これを教へ置けり。なほ反復丁寧、充分に兄弟和合の樂を感じ得せしむるを要す。

一 平次郎ノ性行ハ如何。

二 平次郎ノ姉ノ不幸ヲ語レ。

三 平次郎兄弟親睦ノ狀ヲ語レ。

第十課 鶴と雀と

（本文ともだちには、しんせつをもととしてまじはり、ともだちのなんざは、わがちからのれよぶかぎりたすくべし。

本課の大意

本課は朋友と交るときは親切を本とすべきをのべ、鶴

雀互に相救ひし話を擧ぐ。

説話要領

朋友に交るには信を貴しとすとありて、互に誠意誠實を以て交際し、其親密なること兄弟の如くせざるべからず。さて又朋友の危難窮困に陥る如き場合には、力の及ぶかぎり相救ふべし。武藏國葛飾郡下千葉村に清瀧山正王寺といふ寺あり、其境内に大樹あまたありて、鶴といふ鳥處々に巢をくひて雛を養へり、其下枝には雀群り止りて、雀の巢も多く見えたり。或人これを不思議なりとて、鶴の巢の傍に雀の多きはいかにと、住僧に問ひしに、鶴と相親むなり。又鶴の巢へは蟻のあつまるものにして、その難の難儀するゆゑ、鶴は雀を頼みて蟻の難儀を禦ぎ、雀の巢へは蛇が子を取りに来るゆゑ、雀は鶴を頼みて蛇の襲來を禦ぐあり。此故に鶴と雀とは、互に相頼み

て甚だ睦しきなりと述べたりとぞ。

教授上の注意

かゝる話は兒童の最も喜ぶところなれば、繪畫を指示して充分に之を會得せしめ、人として鳥に劣るべからざるを訓ふべし。

設問

- 一 朋友ニ交ルニハ如何ニスベキカ。
- 二 朋友ニ過アラバ如何ニスベキカ。
- 三 朋友危難ニ陥ラバ如何ニナスベキカ。
- 四 鶴ト雀トノ相救ヒシ話ヲ語レ。

第十一課 友と擇ぶべきこと

(本文)しろきいともすみれをまれば、くろくなり、よき人も、あしき友にまじはれば、あしくなるものなり。されはつねによ

き友とまじはり、あしき友には、とほざかるべし。

本課の大意

前課已に朋友相信すべきを教へたり。本課よては善友と擇ぶべきを訓ふ。

説話要領

其初同様に白かりし絲も、染まる色によりて、黒ともなり赤ともなるべし。人も亦かくの如く、善人に交れば日々に善に進み、惡人に交れば日々に惡に陷るものなり。故に善行ある人を求めて友となし、不善の人とは交るべからず。

此圖を見よ、父は今二人の小供を喚びて、白と黒との絲を示し、此絲初は兩ながら白かりしに、一は墨にをまりたるによりて、斯くの如く黒くなれり。人も亦之と同じく其交る友の善惡によりて、善くも

悪しくもなるものなれば、善き友に交りて惡しき友には遠ざかるべしと教ふるところなり。汝等もよく此父の教に注意し、務めて善友に交りて、善人とならんことを心懸けざるべからず。

教授上の注意

擇友の事、兒童に容易に解し得べきにあらず。やゝもすれば朋友猥に相排する弊を生ずるの恐なきにあらねば、教授上最も注意せざるべからず。

設問

- 一 白キ絲黒キ絲ノ喩ヲ話セ。
- 二 交ル友ノ善惡ニヨリテ如何ニナルベキカ。
- 三 如何ナル人ヲ友トスベク、如何ナル人ヲ友トスベカラザルカ。

第十二課 稻穂の戒

(本文人のあしきことをば、をしるべからず。わが身によきことありとも、たかふるべからず。

みのるほど、かしらはひくき、いなほかな。

本課の大意

本課の目的は、人は對して謙讓を守るべきを訓ふるに在り。

説話要領

人たる者は他人を貴み、わが身を謙り、人を先にして己を後にすることを心掛け、決してわが身の才能を誇るべからず。試に秋日郊野に出で、稻穂を見よ、能く熟せる穂は首皆下垂すれども、未熟のもののはかへりて昂然直立せり。人も亦此の如く、内満ちたるものは謙

讓の徳を守り、内虚しきものかへりて不遜の行あり。「みのるほどかしらはひくきいなほかな」の句よく、味ふべし。

教授上の注意

人惡あれば則ち之を掩ひ、人善あれば則ち之を揚ぐ。誇ることを止めよ、我に勝るものも亦多し。
右の意をも併せ訓ふべし。

格言

みのるほど、かしらはひくきいなほかな。

俳句なり謙讓の徳をいふ。

設問

- 一 稻穂ノ未ダ登ラザル間ハ如何ナル形ヲナシ居ルカ。
- 二 熟シタル後ノ稻穂ハ如何。

三人ヲ笑ヒ己ヲ高アル人ハ如何ナル人ナルカ。

第十三課 正直

(本文人はしやうちきを第一とす。しやうちきなる人は、これのづから、さいはひをうくるものなり。

本課の大意

本課は正直を訓ふるを目的とし、正直なる人には求めずして幸福自ら來るべきを論ず。

説話要領

朋友に交るものは信を貴しとすべきこと、固より云ふまでもなけれども、信の貴ぶべきは常に朋友のみに限らず、何人に對しても、其言行は唯誠の一字を以て貫かざるべからず。誠は人の心の根本にして百行皆これより出づるものなれば、正直の徳ありてこそ、智識

も學問も、わがため人のためをなすものなれ。若し此徳なきときは其人如何に才學ありとも其いふことも、爲すことも、人に信用せられざるが故に、其才學は何の用にも、立つことなかるべし。

汝等が日々學校に來りて學問するは、賢き人となりて世に貴はれんがためなれば、よく正直の大切なるを辨へ、何事につきても必ず正直ならんことを心懸け、拾ひたるものは、落し主を求めて之を返し、人と約したることは必ず之を守り、一言を發するにも、必ず虚言せざるやう、心懸けざるべからず。斯の如き兒童は衆人に愛せられ、善良なる人となりて自ら幸福を得るに至るべし。

教授上の注意

戯れなりとも虚言をいふまじきを併せ諭すべし。よく世間に知れ渡る狼のはなしなど本課の啓發には最も適切ならん。

設問

- 一 人ニ交ル道トハ如何。
- 二 信義ヲ以テ人ニ交ルトキハ、如何ナル結果ヲ得ベキカ。
- 三 人ニ向ヒ詐ヲ述ベシトキト、誠實ナリシトキトハ、後如何ニ感ズルカ。
- 四 人虚言ヲ述ブル習慣ニ陥ルトキハ如何。

例話

細川侯の家臣某の話

熊本細川侯の家臣に某とて貧しき士ありき。ある時江戸の藩邸に在り、行商をよびとどめて一體の佛像を購ひしに、其價二百文なりしが、製作頗る奇古にて、いたく某の心に合へり。某よきものを買得たりと打喜びて、頻に之を玩ぶうち、誤ちて取落し、蓮座の所壞

れて金三十兩とぼれ出でたり。某驚きて、こはもとの持主の知らずして賣りたるものなるべし、出所をたゞさばやどれもひて、行商に問ふに、行商も驚きて、うちつれてその家にいたりぬ。かくて主人の出て来るを見るに、破れたる衣服を纏ひ、貧しげなる様なり。某の金を返すをは受取らずしていふやう、われ西國の某公に仕へしが、今は仕をやめて、かく貧しくありぬ、されはかの佛像を賣りて、金に代へしかども、もとよりかくあまたの金ありとも思はず、君之を買取りて金を見出し給ふ上は、この金もとより君の有に歸すべし、わが受取るべき理あしといふに、某も感じて、われはいよく之を受取るべきいはれなしとて、二人争ひてやまず、町役人之をきとて、二君の宣ふ所各理あり、されどもこの金は舊主の受取りたまふが當然なりといふに、主人さらばとて之を受取り、某には茶碗を送りて謝

意を表せり。細川侯この事を聞きて、二人の正直なるをほめ、各五十石の祿を與へたりといふ。

要項

- 一 木佛中ヨリ古金ノ出デタルコト。
- 二 二人ノ正直ナルコト。
- 三 二人ノ共ニ幸ヲ得タルコト。

第十四課 森蘭丸のこと

(本文森蘭丸は、信長公のけらいなり。うまれつきしやうぢきにて、いつはりをいひしことなし。あるとき、信長公うねぎやの刀をとりいたして、けらいどもにむかひ、この刀のうねのかすを、いひあてたるものには、この刀をとらせんといひたり。蘭丸はかねて、そのかすを知りおしかば、すこしも口だし

せざりしに、信長公これをみて、そのしやうじきなるをほめ、つひにその刀をあたへたり。

本課の大意

前課訓辭の意と承けて、森蘭丸の事實を示し、ますく其意を明にす。

設話要領

正直の貴ぶべきことは汝等既に之を知りたらん。今日は森蘭丸の正直なりし話をはなし聞かすべし。森蘭丸は織田信長に仕へしが、正直にして才智ありしを以て、大に信長の寵遇を得たり。嘗て信長の廁に上りしとき、供をなして廁の外に在り、主人のうね鞘の刀を持ちながら、其鞘のうねの數を計へ居たり。信長之を見て、其後多くの侍臣を集め、其刀を示して、この刀のうねの數をいひあつるもの

には、この刀を與へんといへり、侍臣は皆われこそ云ひあてめとて、其數を推測りていひしに、蘭丸は始終黙していはざりしかば、信長何故ぞと問ひしに、蘭丸答へて、臣己に其數を知れるゆゑ、いはざるなりといひしかば、信長大に其正直を褒め、褒美として其刀を與へざりといふ。

教授上の注意

蘭丸は信長に認められたりとは知らず、全く正直の心より返答せざりしなり。これ亦注意すべき點なり。

設問

- 一 森蘭丸ノ性質ハ如何。
- 二 刀鞘ノコトニ付、蘭丸如何ニ信長ニ答ヘタルカ。
- 三 信長刀ヲ蘭丸ニ與ヘシ次第如何。

第十五課 人の見ぬところにて

(本文人の見ぬところにて、もしきことをなすべからず。あしきことはいかにかくすともかならず、あらはるゝものなり。

かべに耳あり。

本課の大意

本課は同じく正直の課にして、所謂君子慎獨の意を教ふるを主とし、たとひ人の見ぬところにて、悪事はなすべからず。悪事はかくさんとしても、かくし得べきに非ざるを諭す。

説話要領

悪事は知る人なしとてなすべからず。盜賊の物を盗むが如きは、人

の知らざるに乗ずるものなれども、いつか發露して罰を蒙むらざることなし。天は耳なくして聞き目なくして見るものなれば、一たび言行に發したるもの、豈に早晚發露せざる理あらんや。古より隠れたるより顯はるゝはなしと云ひ、又壁に耳ありと云ふは、即ちこのこゝろなり。故に汝等も心をこゝに注ぎ、人の見ざる所なれば、決して惡しきことをなすべからず。

教授上の注意

本課を教ふると共に、善事は人の見ぬところれても、爲すべきを訓ふべし。

格言

壁に耳あり

古來の俚諺なり。いかなる秘事も遂に漏るゝをいふ。

設問

- 一人ハ明暗ヲ以テ言行ニ異ナル處アルベカラザル故如何。
- 二 壁に耳ありトハ如何ナル意ゾ。

第十六課 物事は叮嚀にすべし

(本文)何事も心をあちつけて、ていねいにすべし。いそぎてすれば、しそこなふことあり。

いそがはまはれ。

本課の大意

本課は謹慎の課にして、何事をなすにも慎重を要すべきを説く。

説話要領

何事をなすにも心を静にし、氣を平にして、用意周到ならざるべか

らず。さすれば失敗の憂少し。學を修むるにも此の如くならば、其進歩著しからん。之に反して輕勿に事を斷せば失敗につぐに失敗を以てし、一も成ることなかるべし。いそがは廻れとの格言は、失敗を未然に防ぐものなり。されば汝等よく此理を辨へ、事をなすには篤と思案して、然る後に取りかゝるべし。輕舉多くは事を破るものなれば、よく／＼注意すべきことなり。

教授上の注意

登校の節器具を置忘れ、試験の際答案を誤るが如き、粗忽より其過を來すことればし、平素の行爲に就きて充分に之を誠むべし。

格言

いそがはまはれ

俚諺なり。急ぎて行かんとするものは、寧ろ迂路を取るも、よく

知りたる路を行くに如かずとの意。あまり急げばかへりて仕損あり。

設問

- 一 人ノ業ヲ執ルニハ如何ナル心得ヲ要スルカ。
- 二 物事ニ急ゲバ如何ナル結果ヲ生ズルカ。
- 三 いそがはまはれトハ如何ナルコトナルカ。

例話

彫物師運慶、其弟子に彫刻の法を語りし話

運慶は彫物の名工にして、多くの弟子を持てり。或日弟子等運慶の前に行きて、我等彫刻の技拙し、願くは名人となる秘傳を授けたまへと。運慶曰くそは至りて容易なる事なり。初めは耳と鼻とは大き

過ぐる如く、目と口とは小さ過ぎる如く彫り、さて夫より段々と叮嚀に恰好のよき様にすべし。これ一傳授なり。初めより耳目口鼻をよき恰好にすれば、目口大き過ぎたりとて直すこと能はず。又鼻耳小さ過ぎたりとて直すこと能はず。それ故不恰好のものとなるなりとをしへたりとぞ。

要項

- 一 運慶が彫刻ノ名工ナリシコト。
- 二 耳目鼻口ヲ彫刻スルニ就キテノ注意并ニ其理由。

第十七課 改過

(本文)人はしらすくあやまちをなすことあり。もしあやまちなりと、こころづかは、たゞちにあらたむべし。

本課の大意

正直謹慎を守るこいへども、尙ほ時ありて過なきを保せず、本課乃ち改過の速にすべきを訓ふ。

説話要領

智識に富み徳行に篤き人と雖も、時ありて過なき能はず。まして智識道德の遠く之に及ばざるものは、其言行決して過あるを免れがたかるべし。されば常に我身を省みて過を犯さぬやう心掛くべきは勿論なりと雖も、若し知らずして犯せる過あらば、直に之を改め、再び其過を犯さざるやう、深く將來を戒めざるべからず。斯の如く屢々我身を省みて其過を正すときは、次第く善き人となるべし。然るに世には心得違のものありて、過と知りながら、之を改めんとの心もなく、人に戒めらるるときは、いろくと言ひ繕はんとするものあり。かゝる人は到底善き人とは成り得ぬものなれば、汝等

は幼少のときよりよく之に注意し、善人たらんことを願ふべし。

教授上の注意

我が過を知らずする他人の忠告は、喜んで之を容るべき旨をも併せ授くべし。

設問

- 一 過ナキヤウスルニハ如何ニ心得ベキカ。
- 二 自省ノ心ニ乏シキ人ハ如何。
- 三 リガ行ニ過アリト知ルトキハ如何ニスベキカ。

例話

盜賊過を改めたる話

僧雲居、仙臺侯の招に應じ、その國に赴かんとする途中、美濃國青野が原を過ぎしとき、盜賊數人路を遮り呼びて曰く、奴輩等頃日凍餓

に苦しむこと甚し、貴僧酒錢を恤みたまへと。雲居自若として對へて曰く、余所持の金少し、然れども之を以て汝等が窮を救ふことを得は幸ならんとて、財囊を倒にして盜賊等に與へ、後をもみずして行けり。盜賊之を算ふれば、七兩あり、分ちて各其一を得、尙ほ雲居に尾し來りて衣服をも得んと請ふ。雲居錫を抛ちて呼びて曰く、汝等何ぞ悟らざるの甚しき、縱令僧徒たりとも裸跳にして道を行くを得んや、汝等必ず得んと欲せば、我が生命を并せて之を取れと、地上に端坐して動かす。是より於て盜賊始めて感悟し、相語りて曰く、吾等劫奪を事とすること茲に數年なれども、未だ斯の如く生死を以て心に關せざる人に逢はず。これ凡僧に非ざるべしとて、奪へる金を還し、且つ徒弟たらんことを乞ひてやまず。雲居大に喜びて之を諾し、從へて仙臺に至りしが、其後盜賊等皆善僧となれりといふ。

要項

- 一 盜賊ノ過ヲ改メタルコト。
- 二 何人ニテモ善人トナルヲ得ベキコト。

第十八課 小野篁過を改む

(本文)小野篁といふ人、わかきとき學問ざらひなりしが、とき
の天子さま、篁の學問せぬは、をしきものよど、のたまひたり
とききて、そのあやまちをくい、これより、べんきやうして、つ
ひにかしこき人となりたり。

本課の大意

本課は前課の訓辭を受けて小野篁が嵯峨天皇の聖旨
に感じ、過を改めたる事を教ふ。

說話要領

篁は參議岑守の長子なり。岑守初め陸奥守たりしとき、篁之に隨ひ
て遊び、京都にかへりて後、弓馬をのみ好み、學業をなさんとする氣
色もなし、嵯峨天皇このことをきこしめし、篁の學問せぬは惜しき
ものなりとのたまひしかば、篁之を聞きて大に悔愧し、その後は心
を學事によせて、ひたすら勉強せしに、幾くもなくして學業大にす
ゝみ、當時また雙ぶものなきに至れり。篁家極めて貧しく、而も母に
事へて至孝にして公俸餘りあれば皆之を親友に施して餘す事な
かりきとぞ。文德天皇の仁壽二年、年五十一にして薨ぜり。篁初め書
を下野の足利郷に讀みしかば、後人篁の宏學を追慕して學校を此
地に立てたり、所謂足利學校これなり。

教授上の注意

兒童をして第一卷第十二課を想起せしむべし。

設問

- 一 小野篁改過ノ次第ヲ語レ。
- 二 過ヲ改ムルコトヲ憚ラザルト、強テ非ヲ遂ゲントスルトハ、後ニ至リテ如何ナル相違アルカ。

第十九課 先生を敬ふべし

(本文先生は、父母にかはりて、われらに、いろ／＼のことをおしふる人なれば、父母にひとしく、うやまふべし。

本課の大意

教師は父母に代りて教訓をなし、兒童の將來の幸福を圖る人なれば、決して其恩を忘るまじきを訓ふ。

說話要領

父母は我を生み、師は我を教ふる人にして、我等の未だ西も東も辨

へざる時に、學校に入りて人たる道を知り、數多の智識を得て、成長の後、善き人とも賢き人ともいはるゝやうに成りうるは、全く教師の教導によるものにして、若し其教導なきときは、人として人たる道を知らず、恰も牛馬の無知なると等しかるべし。左れば教師の恩は甚だ大なるものにして、父母の恩と等しきものなれば、生徒たるものは、謹みて師の教をうけ、永く其恩を記臆し、父母と等しく敬ふべし。然るに世にはこれ等の道を知らず、一旦師と別るゝときは、途中にて師に逢ふとも、知らぬ旅人にあひたるが如く、少しも敬禮を爲さざるものあり、心得違ひの甚だしきものといふべし。

教授上の注意

一 師には技藝の師、職業の師あるも、其義一なれば、等しく之を敬ふべきことを教ふべし。

二第一卷第十七課師恩の條を想起せしむべし。

設問

- (一) 汝等ノ身体ハ誰ノ恩ニヨリテ斯克成長セシカ。
- (二) 汝等ノ學問智識ハ誰ノ力ニヨリテ得ラレタルカ。
- (三) 師ノ教ヲ受クルトキハ如何ナル心得ヲ要スルカ。
- (四) 師ノ恩ハ父母ノ恩ニ比シテ如何。

第二十課 修學

(本文)人一たびすることは、われこれを十たびし、人十たびすることはわれこれを百たびす。

本課の大意

本課に於ては何事を成すにも、他人に倍蓰する勞を執らざれば、偉功を立てがたきと訓ふ。

説話要領

他人の一たびすることは、われ之を十たびし、他人の十たびすることは、われ之を百たびして、常に反復丁寧他人より力を用ゐること、多からざるべからず。されは如何なる事なりとも成し得ざることもなかるべし。學問をなすも亦之と同じく、只才智のみを恃みて勉強せざる人は、決して上達することなく、性質愚なるものも、人に勝れて勉強すれば、遂に他人に超越するに至るべし。されは其材の勝れたるを恃まずして、勉強を專一とすべきことなり。

教授上の注意

- 一、尋常科第一卷第十三課小川泰山の勉學を参照すべし。
- 二、勉強の必要を説くときは、常に品行の必要と、健康の欠くべからざる事とに注意すべし。

設問

- 一 何業ニ從事スルヲ問ハズ、之ヲ成就セントセバ、如何ナル心掛ニテ力ヲ用井ルベキカ。
- 二 學問ニ達スルト否トハ何ニヨルカ。
- 三 幼キトキノ神童ハ長シテ常人ニ劣ルト云フ所以ヲ知ルカ。

例話

小野道風蛙を見て感悟せし話

昔小野道風年未だ少かりし頃、書を學びて上達せざりしに、或日後園に散歩せしとき、不圖蛙が池邊の柳の枝にとびつかんとて、飛上るを見たり。立ちとまりて、之を見しに、蛙は枝に飛び付かんとて、幾度となく落ちたれども、少しもたゆまず、つひに枝に飛び付きて、よち上りたり。道風之を見て大に感ぜ、如何なる事にて、かくまで勉

強すれば、成し得べきものなりと、れもひ、是れより志を勵まして習字を勉強し、終に名高き能書家となれり。

要項

- 一 道風ノ奮發心ヲ起シタル事情。
- 二 其結果。

第二十一課 徂徠先生

(本文)むかし徂徠先生とて名たかき人ありき。をさかきときより、學問をこのみしが、家まづしくて、油をかふせにも、どほしかりしかば、日くれかゝりて家のなかくらくなれば、えんがはにいでよみ、えんがはれても、みえぬやうになれば、はじめてあかりをつけて、よみたりとぞ。

本課の大意

本課は前課の訓辭に對する事實にして、徂徠先生が幼時の苦學と述べ、先生が大學者となりしは、全く幼時よりの勉學によれるを明す。

説話要領

荻生茂卿、總右衛門と稱し徂徠と號す。江戸の人なり。警敏非凡、幼時より大志あり、父は方菴とて、醫を業とせり。延寶年中、方菴罪を得て上總に竄せられしかば、徂徠亦從ひ行けり。居ること十三年、田家漁戸と雜居して書籍を得んとするも難く、又師友に乏しく、唯だ筐中一卷の大學諺解ありしを讀みて、僅に儒學の要を知り、それより益々學を勵み、後赦にあひて江戸に還り、芝片門前に僑居しけるが、家貧しくして、食米の用意すらなり難かりき。徂徠少しも之を憂へず、苦學勵行毫も撓む色なし。同じ町内の豆腐屋之を愍み、毎朝豆腐糟

を送りて食料に資せしかば、徂徠大に力を得て、晨より暮に至るまで手に書を離たず、暮に向へば、出でて檐下に就き、檐下亦字を辨すべからざるに至れば、則ち齋中の燈下に對し、以て燈油の費を節せり。其後學術大に進み、挺然一家の見を立て、海内に雄飛し、議論文章當時に冠絶するに至りたれども、徂徠は益々勉めて怠らざりきとぞ。其弟子服部元喬と云へるもの、嘗て元日徂徠を訪ひしに、徂徠は几によりて孫子と云ふ書を閱し居たりしが、垢面蓬髮、新年を知らざるものゝ如く、元喬を見て兵を談じてやまざりしかば、元喬竟に新禧を祝することを得ずして還れりと云ふ。以て徂徠の大名をなしたる所以を知るべし。

教授上の注意

徂徠が學資の不充分なるにも拘らず、遂に其學を成せる所以を會

得せしめ、器具書籍等の乏しきか爲め、學ぶこと能はずといふは、單に口實に過ぎざるを知らしむべし。併せて衛生の注意を要す。

設問

- 一 徂徠幼時苦學ノ狀ヲ語レ。
- 二 徂徠ハ後如何ナル人トナリシゾ。

例話

大椿苦學の話

大椿は九州の人にて、幼より學問に志し、當時の事として、九州にては四書五經等を學ぶこと能はざれば、遙々常陸に來りて、漸く其素讀を習ひたり。孟子の講義を聞かんとするに及びて、資用殆んど盡きたりしかば、豆一斗を坐右に置き、熬りて之を喰ひ、饑を忍んで勉強すること五十日に及べり。そののち易を學ばんとするに、最早

資用盡きたれば、故郷にかへり、十五貫文の錢を得て、再び常陸の國に來り、終に其業を卒へたりとぞ。世の暖衣飽食、徒に遊戲にのみ耽る者、之を聞いて愧死すべし。

要項

- 一 昔時ハ書籍ニ乏シカリシ事。
- 二 大椿苦學ノ狀。

第二十二課 勤勉

(本文)人のとめると、まづしきとは、はじめよりさだまれるにあらず。たゞつとむると、つとめざるとによる。されば人のとみをうらやまずして、みづからつとめはけむべし。

本課の大意

人に貧富の別あるは、畢竟するに、勤惰の二字に基けり。

故に他人の富貴を羨まずして、常に自己の本業を精勵すべし。本課の目的これなり。

説話要領

富貴なる人あり、貧賤なる人あり、何の思慮もなくして之を見れば、富貴なる人は天の私恵を受け、貧賤なる人は天の憎惡を受けたるものと如し、然れども天道何ぞ愛憎に關せん。たゞ能く勤勉なるもの幸を得、懈るもの幸を得ざるのみ。然るに世人動もすれば自ら省みずして他人の富貴を羨むは、卑劣極れりといふべし。何人も幼少より勤勉の良習を養ひ、其職業を勉めば、何ぞ家道の興起せざるを憂へん、又現に富貴なるものも、身に恭儉の徳なく、日々に驕奢を事とせば、昨日の榮華忽ち去りて、貧賤の人となるべし。

教授上の注意

物は習慣となり易きものなれば、勤勉に身をならすべきを教ふべし。

設問

- 一 父母ハ何故ニ汝等ニ學問セシムルカ。
- 二 幸ハ如何ニシテ得ラルベキカ。
- 三 職業ニ情ルトキハ如何ナル人トナルベキゾ。

第二十三課 勤勉なる姉妹

(本文喜三郎とて、まづしき人の子に、姉妹五人あり、そのうち年うへの二人は、はうこうにいそ、をさなき三人のむをぬは菓子うりとなれり。かくてあさははやくれき、よるはれうくいね、あめかせの日も、やすまはげみしゆゑ、のちにはみなくあんならくのみおとなれり。

かせぐにれひつくびんはうなし。

本課の大意

喜三郎の女三人貧しき家計を助けんとて、勤勉せし事實を掲げ、前課訓辭の例解とす。

説話要領

肥後國高橋町に賤しき商人あり、喜三郎といへり。女子のみ七人ありて其家殊に貧し。されは其年九けたる二人は人の家につかへ、次はりくとて年十二、次はかねとて年十、次ははりとて年八ッ、其次は皆至りて幼し。母日ごとに其賣るべき菓子くだものをあたふれば、三人の女子朝とく起き、其物を受取りて、己がさまゝに賣りあるき、夜ははなれぐゝに行くこと能はざれば、三人打つれて、同じかたに伴ひ行き、宵過ぎて家に歸るをつねとし、雨に風に一日も怠りた

る事なし。この事公に聞えしかば、幼き女子の身にして、世のいとなみに力を用ゑ、父の養を助くること孝行類なしとて、錢多く賜ひて、彌其志を勵し給へり。時に安永八年正月廿五日なりき。幼き者のあどけなきたはぶれをして、日を送るは、常のならひなるに、かの三女子はみづから身を苦しめて、父が生理をたすけたること、いと殊勝なる事なり。

教授上の注意

第一卷第十四課姉妹の勤勉を引照すべし。

格言

かせぐにおいつく貧乏なし

俚諺なり勤勉の人には貧乏のともなはぬものなるをいふ。

設問

- 一 富ミタルモノ其家業ヲ怠リナバ如何。
- 二 常ニ上席ヲ占メタル生徒、モシ課業ヲ怠ラバ如何ナルベキカ。

- 三 喜三郎ノ三女子ハ如何ニシテ父母ヲ養ヒシゾ。
- 四 かせぐれおひつくびんはうなしトハ如何ナルコトゾ。

第二十四課 儉約

(本文すこしのものにて、をまつにすべからず。すこしのものなりとてをまつにすれば、しらすくおほいなるつゝいえとなる。

ちりもつもりて山となる。

本課の大意

勤勉につぐに節儉を以てすべし、これ家を興す道なり。

本課は些少のものなりとて、粗末にすれば、不知不識の間に大損を招くべきを訓ふ。

説話要領

微少のものなりとて、粗末に取扱ふべからず。古より身を起し家を興し人を見るに、常に克く節儉を守りて、些少のものをみだりに費すことなく、平生心を用ゐて之を儲蓄しれくが故に、終には集りて大なる富となりたるものなり。もし之に反して、これは些少のものなれば、儉約するに及ばずなど云ひて、物を粗末にするものは、たとひ其初は大なる富を有したりとも、其富は毎日減りゆくのみなれば、終には必ず貧しきものとなるべきなり。されば汝等もちりもつもりて山となるの意義をよくく味ふべし。

教授上の注意

生徒筆墨紙等の使用上に注意を與ふべし。又第一卷第十五課鹽原多助の話を語らしむべし。

格言

ちりもつもりて山となる

俚諺なり。

設問

- 一 儉約トハ、如何ナルコトナルカ。
- 二 塵モ積レバ山トナルトハ如何ナルコトナルカ。
- 三 汝等日常ノ間ニ於テ儉約ノ道如何。
- 四 誰レカ鹽原多助ノ話ヲ語り得ルカ。

例話

土井利勝節儉の話

土井大炊頭利勝は極めて節儉の人なりき。或時居間に一尺程の唐絲落ち居しを拾ひ取り、近侍の士大野仁兵衛と云ふ者に預けたり。次の間に居たる少年ども之を見て、かはかりの絲屑如何なる用をかなすべき、大名にも似合はざる舉動かなとて、笑ふ者もありしに、二年過ぎて利勝、仁兵衛を呼び出し、先年汝に預け置きたる唐絲は如何したるかと問ふに、仁兵衛是に候とて、腰の巾着より出して奉りしかば、其絲にて脇差の下緒の解けたるを結び、さて家老某を呼びて之を示し、先年余此絲を仁兵衛に預けしとき、外の若者は、かゝる絲屑何の用にしかたつべきとて笑ひしが、仁兵衛我が言を守りて今日まで大切にせしこと奇特なり。三百石取らせよと言ひ渡し、偕又此絲屑は、微なりと雖も、桑を取り蠶を養ふ等、種々の艱苦を経て成れるものなれば、假令微少と雖も其辛苦たる容易のことにあら

ず、然るを顧みずして塵芥と同視せば、天の咎も畏るべし、今斯く下緒の縫れを繕ひたれば、二尺の唐絲を三百石に買ひたりとも、吝むべきには非ずといひたりとぞ。

要項

- 一 利勝が仁兵衛ニ絲屑ヲ預ケ置キタルコト。
- 二 仁兵衛ニ三百石ヲ與ヘタル譯。
- 三 絲屑ナリトテ徒ニ捨ツベカラザル理由。

第二十五課 阿部對馬守の儉約

(本文阿部對馬守は、みおんたかき人なりしが、べんたうには、にぎりめしをかみづゝみにして、もちきたり。さてたべたるのちは、そのつゝみがみのしわをのはして、しまひれき、またほかのように、つかひたりとぞ。

本課の大意

本課に於ては、阿部對馬守が儉素の美事を示して、前課訓辭の意義を明にす。

説話要領

徳川秀忠公の時、御膳しの衆とて、毎度登城して將軍の相手に侍べるもの十人ありき。毛利申斐守秀元、丹羽五郎左衛門長重、蜂須賀蓬庵、至鎮、林道春等是なり、此等の入登城の時、皆邸宅より辨當参りけるを、部間に寄合ひて是を披き食ひけるが、珍しき菜など有る時は、互に取りかへて賞味しけるとなり。阿部對馬守も御膳の衆の一人なりしが、常に握飯を紙に包みて袂へ入れ持参ありて、中食の時は是を食し、其包みたる紙に着きたる飯粒を拾ひてくひ、紙のしわをのはして、しまひれき、外の用に用ゐたる事杯ありしを見たる者も

ありきとぞ。其儉素想ふべし。

阿部對馬守は身分の貴き人なれども、平生儉約にして食事に驕らざるは勿論、一枚の紙をも妄に費さざりしこと斯の如し。人々此心得なきときは富の得がたきのみならず、不時に金錢の入用ありども、之を辨する能はずして、人に借りざるを得ざるべし。注意すべきことなり。

教授上の注意

一、對馬守が大名の身分にて握飯を持ち行きし儉素を注意すべし。
二、本課は辨當の事に關せるを以て、兒童が日常の辨當に於て美食を競ふが如き弊あらば、之を誡むる機會を得べし。

設問

一 阿部對馬守ノ辨當ハ、如何ナルモノナリシカ。

二 儉約ヲナスニハ如何ナルコトニ注意スベキカ。

三 對馬守ハ辨當ノ包紙ヲ如何ニセシカ。

第二十六課 辛抱

(本文) しんはうは身をたつるもどねにして、しんはうせぬ人は、なにをともなしとぐることなし。

雨そとぐのきのした石くぼみけり。かたきわざとて、つとめざらめや。

本課の大意

百事と成すは忍耐に在ると訓ふ。

説話要領

事の何たるを問はず。成就すれば愉快にして、失敗すれば不愉快なり。然れども一敗の不愉快なるがために其事業をすてんか、事業の

成る時なかるべし。故に一敗のために其志を折くことなく、益々勇を鼓して之に當り、百難を排して必ず之をなしとけんと思ふべし。斯の如くならば如何なる事業と雖も、終には成就せざることをなかるべし。かの蜂の巢を見よ。毫末の微を集めて遂によく一箇の巢を造るを。殊に驚くべきは蟻の働なり。誰か蟻垤を見たるものありや。もし見たるものあらば、彼の如き小蟲にして彼の如き大業をなし遂げ得たるを知るならん。これ偏に忍耐の致すところなり。なほ雨そぐの歌の意味も、忍耐の必要をいへるものなるが、そは次の課の話にて了解するを得ん。

教授上の注意

第二十課の例話として出せる小野道風の事を引證すべし。蟻垤のことの如き至細に説き、聞かさは、大に授業上の興味を添へん。

格言

雨そぐのきのした石くぼみけりかたきわざとてつ
どめざらめや

橘守部の歌なり「つどめざらめや」は「つどめざらんや」といふに同じ。歌の意は、檐下の石は堅きものなれども、檐より落つる雨垂のために凹められたり。されは難事ありとも、我勉強次第にて成し遂げられざる筈なし。豈に難事として之を勉めずして可ならんやといふことなり。

設問

- 一 誰レカ蜂ノ巢ヲ作ルヲ見シコトアリヤ。
- 二 誰レカ蟻垤ヲ見タルコトアリヤ。
- 三 人ノ業ヲ成サントスルニハ如何ナルコト必要ナリヤ。

四 忍耐ニ就テノ格言并ニ歌ヲ示セ。

第二十七課 僧明詮

(本文)明詮ミョウセンといふ人をさなきころより、學問をこのみしが、そのすゝまざるをなけきて、あるとき、なに心なく、のきしたの石をみしに、あまだれのれつるところは、みなくぼみなり。明詮れもふやう。やはらかき水すら、かたきいしをうがつものなり。じんばうして勉強すれば、できざることもかるべし。と。これより、じきりにはげみて、つひにかしてき人となりたり。

本課の大意

前課忍耐の訓辭に基き、釋明詮が偶然忍耐の要を悟りて、遂に其業を卒へ得たる次第を顯す。

説話要領

釋明詮は年十歳にて出家し、元興寺に入れり。性質不敏にして動もすれば志挫けて寺を去らんとれもひしこと數々なり。或る日降雨に際して殿階に息ひ、ふと簷溜の階に落つるを見しに、其石皆窪みたり。明詮忽ち悟りて曰く、至柔なる水、至堅なる石を穿つは、これ漸積の功なり。我、昏愚と雖も、業を成し難きことあらんやと、のち房にかへり、所業を勵み、晝夜懈らず、遂に其業を卒へ、貞觀六年僧都に任ぜられたり。これ小野道風蛙の事と甚だ相似たり。前項に於ける雨そぐぐの歌もこれにて了解せしならん。

教授上の注意

蛙を見て業を勵みし人あり。蝸牛を見て學を勉めし人あり。本課の明詮は點滴を見て忍耐の志を起せり。此等の類例世に乏しからず。

教授者適宜に説話すべし。

設問

- 一 明證ハ何ニヨリテ忍耐ノ志ヲ立テシカ。
- 二 忍耐ハ何故ニ必要ナルカ。
- 三 兩そとくの歌の意を語れ。

第二十八課 堪忍

(本文人われに、おれいなりともみだりにいかるべからず。よろづにつけて、かんれんをまもるべし。かんれんすれば、あらそひなし。

本課の大意

われに無禮の振舞をなすものありとも、妄に憤恚して
争論すべからず。これ前課に續きて堪忍の必要なるを

訓ふる所以なり。

説話要領

人の此世に在るや、相助け相愛し、互に其幸福を全うせざるべからず。然るに性急に於て物に怒り易き人は聊の事をも堪忍すること能はずして、忽ち人と争論を起して終には一人の親友もなく、其人如何に困難すればとて、何人も之を救はんと思ふもの無きに至るべし。汝等もし我儘にして朋友を失ひ、俱に遊ぶものなきに至らば、如何に不愉快なるべきぞ。左れば人と交るには、成るべく他人の過失を恕し、萬事に堪忍して互に仲よく暮さんことを心懸けざるべからず。世の中の事は、すべてれもふまゝになるものにあらず、古歌に曰く「朝夕のめしさへ、こはしやはらかし、思ふまゝには、ならぬ世の中」「かんれんのなる、かんれんは、たれもする、ならぬかんれん、す

るがかんじんと、よく／＼思ひあはすべし。

教授上の注意

忍耐、堪忍、其義一なり。前課は勤勉に必要な忍耐を説き、本課は他人と交際上忍耐の必要を説く。兩課相助けて教授の目的を完うすべし。

設問

- 一 人ヨリ無禮ノ振舞ヲ受ケシトキハ如何ニナスベキカ。
- 二 人ニ對シテ怒リ易キ者ハ如何ナル人ト云フベキカ。
- 三 人々ノ相交ルニハ如何ナル心得ヲ要スルカ。
- 四 堪忍ニ就テノ歌ヲ記憶スルカ。

例話 (一)

平澤某堪忍の話

平澤某と云ふもの、供を連れて外出し、或家の前に來りしに、其家の二階より唾するものありて、某の頭より肩まで汚れたり。供の男は大に腹立ちて、汝如何なれば主人に唾せしぞ、其儘には容し難しと怒り罵りしに、某は強ひて之を止め、其家に入りて座敷を借り、用意の着替を出して着替へたり。こゝに於て、家の者供は打ち揃ひて其無禮を詫びしに、某は別に小言をいはず。温顔にていへる様知らずしてなしくことは詮方なし、唯此後は注意せられよと、丁寧心付けして此家を立ち去りたり。

要項

- 一 平澤某ノ伴ノモノ、怒リタル譯。
- 二 平澤某ノ堪忍。

例話 (二)

怨に報ゆるに徳を以てす。

或る村里に、相隣りて住める二人の農夫あり。一人は性質溫柔にして、實直の人なれども、他の一人は性質兇暴にして、常に怒り易く、争論を事とせり。怒り易き人、平生其隣人を憎みて、些細の事より争端を開きて苦ましむること常なり。或る夏の日、かの怒り易き農夫、野に出で、多くの草を刈り、家の傍に乾し置きて、他に出で行きしに、天俄に曇りて驟雨將に至らんとせり。溫柔なる農夫これを見て、おもへらく、夕立至らば隣人の草盡く濡るべし、之を取片付やらんには如かずと。直に己が家の傭人數人をして、悉く其草を收めしめ、隣家の小舎に運び入れたり。隣人歸りて之を見て、大に其親切に感じ、始めて自己の非を悟りて之を謝したりといふ。己に敵するものは之を愛し、怨に報ゆるに徳を以てせば、其徳に化して己に従はざる

ものなかるべし。

要項

- 一 二人ノ性質。
- 二 温和ナル人ノナル親切并ニ其結果

第二十九課 報恩

(本文)人にうけたる恩は、いつまでも、わするべからず。かならずこれにむくいんと心がくべし。人にはどこしたる恩は、むくいをもとむべからず。

本課の大意

人より受けし恩は、永く忘れずして、必ず之に報いざるべからず。然れども人に施したる恩の報を得んとおもふ心あるべからず。これ本課の教訓を要する所以なり。

説話要領

恩を受けては心に銘じて忘るゝことなく、一言の情一事の志をも心に掛けて必ず之に報ずる心掛なかるべからず。古より君子百行の中、恩に報ゆるを大なりとすといひ、又人若し恩を忘るゝことあらば其餘は見るに足らずともいへば、恩に報ゆることをなさざるものは最も卑むべき人なり。

されども恩を施したる人に對して云へば、人に恩を與へたるは、畢竟人たる道を盡したるまでにて、恩を施したるとき、心已に愉快なり、これ充分の報酬なり、更に報恩を得んどれもふべからず。若しかゝる心あらば、恩を施したるにはあらずして、恩を貸したるに過ぎざるべし。

教授上の注意

虚譽を得んがために恩を施すは最も卑むべし、本課教授の際之を戒むべし。

設問

- 一 人ヨリ恩ヲ受ケシトキハ如何ニ感ズルカ。
- 二 人ヨリ恩ヲ受ケシ者ハ如何ナル心得ヲ要スルカ。
- 三 恩ヲ受ケテ之ニ報イザル人ハ如何ナル人ナルカ。
- 四 恩ヲ施シタル人ハ如何ナル心得アルベキカ。

例話

荒物屋新右衛門女子を救ひし話

下野國宇都宮に、荒物屋新右衛門とて富裕なる米商ありき。ある時江戸に出で獨歩して永代橋隅田川の(を)過ぎしに、水に投せんとする人あるを見て、大に驚き、直に之を捕ふれば妙齡の女子なり。扱徐

に入水せんとする仔細を問ふに、女泣いて答へず、因りて更に諭していふやう、諺に膝とも談合といへり、及ばすながら余亦事に與らん。たゞ語るべしと、懇に説き諭しうかは、女子泣くく。答へて、妾幼き時父を喪ひ、母は親戚に寄食し、妾はある人の婢となれり。妾今日主人の命をうけて、三十金を懷にして某氏の許に至れるに、遂に之を失ひ、償ふに力なく、還りて實を告ぐるも信ぜられざるべく、故に遂に死ななと思ひ定めたり。たゞ心に残るは母の身上にて、妾死にたりと聞かば、いかばかり嘆き給はんと、涙ながらに語りたり。

新右衛門始終を聞き、百方之を慰めて、之を持還りたまへどて、直に三十兩の金を與へしに、女子は有難涙に咽びつゝも固辭して受けず、強ひて之を取らせしに、女子其名を聞きてやまず。新右衛門打笑ひて、余は田舎漢なりとて、遂に告げずして立別れたり。數年を経て、

新右衛門まだ江戸に來り親族の小供等と八幡社の祭禮を見んとて永代橋に來かゝりしに、觀者雜沓して肩相摩し、身動も出來ぬ程なり。忽ち女子あり來りて袖を扣へしかば、新右衛門以爲く、これ混雜にまぎれて、連の者と見誤りたるならんと、顧みずしてゆくに、女捕へて放たず。遂に牽れて橋側の茶店に入りしに、女は叮嚀に挨拶し、さていふやう、君は先年橋上にて女子の身投を救ひたる事あり、忘れたまひしか、妾則ちその女なり。かの日主家に歸りて曲に事の由を語り、金を出だしに、主人嗟嘆して、途上の人すらなほさる慈心あるに、吾何ぞ金を受けんとて受け給はず。年期満ちたる後、其金は妾に賜ひたり。これ皆君の鴻恩にして、一日とても忘るゝ暇なく、いつしか君に見えて、其恩を謝せんと、神佛に祈りし甲斐ありて、今日圖らずも逢ひ奉りしは、うれしき極みなりと、母子打揃ひて喜び

つ泣きつ言未だ畢らざるに、永代橋の方に夥しき物音して橋落ち、溺るゝもの甚だ多かりき。これ實に文政四年秋八月十五日の事にて、新右衛門が不思議に危難を免れしは、偏に其仁心の報なるべし。

要項

- 一 女子ノ水死セントシタル譯。
- 二 新右衛門ノ之ヲ救ヒタル次第。
- 三 永代橋ノ落ナシトキニ新右衛門ガ其災ヲ免レタル譯。

第三十課 猿恩と報ゆ

(本文あるとしより、ざるをたすけしことありしに、ざるはそのれんをわすれず、いちごをもちて、れいにきたりしかば、としよりあはれみて、ぬのぶくろに米をいれてあたへたり。そののち、ざるまた、ぬのぶくろにくりをいれて、もちきたれ

りとぞ。

本課の大意

本課に於ては、猿すら恩を報ゆることを知るに、人として、は必ず報恩をわするまじきを訓ふ。

説話要領

むかし伊豆國に、少き男あり、山にて猿一頭を捕へて之を縛し、家の柱に結び付けしを、其老母は慈悲ある人にて、縛を解きて之を放たんとしたれども、その家の従者等、主人の怒を恐れて之を解かざりければ、さらばとて、老母自ら之を解き放ちぬ。

是は春の事なりしが、その夏覆盆子のさかりに、かの猿覆盆子を柏の葉に包み來りて、隙を伺ひ、老母に渡したり。老母その情あるに感じて、布の袋に米を入れて猿に與へしかば、その後、前の布袋に栗の

實を入れて持來れり。此度は猿を留め置き、子息等と呼ばひて此事を語りて曰く、我家の子孫たるものは、永く猿を殺すこと勿れ、しからずば母子の縁を絶つべしと、厳しく誡めければ、子息等は起請を書きて、永世誓ひて猿を殺さぬ事となせりといふ。人として恩をしらざれば、此猿にも劣りぬべし。

教授上の注意

一、父母、祖父母、伯叔父母、兄弟、教師その他の關係あるものは、皆我に恩あるものなれば、此等の人々に對して、それ／＼報恩の務あることを教ふべし。

二、子として親に孝なるは、天地自然の親愛に出づるものにして、之を直に報恩といふは、不可なれども、兒童に向ひて報恩の大切なることを説くには、先づ孝行を取り來り、それより種々の引用あるべし。

し。

設問

- 一 汝等猿ノコトニ就キテ、ソノアラマシナ話セ。
- 二 恩ヲウケテ忘レタル人アラバ、汝等之ヲ如何ニ思フカ。
- 三 此猿ノ話ヲキキテ、如何ニ感ズルカ。

第三十一課 博愛

（本文人のなんぎをみては、わが身にひきくらべてそのことろをれもひやり、力のねよ／＼かぎりたすくべし。
雪の日や、あれも人の子たるひろひ。

本課の大意

本課に於ては博愛仁恤の徳を養はんとす。

説話要領

人へ思ひやりの心なかるべからず。人の難儀を見ても少しもこれをあはれむ心なきものは、賤むべき極なり。すべて人には幸不幸あるものにて、行正しき人にも不幸の爲に貧苦に迫るあり。親の爲に憂き苦勞する童兒もあり。これ等は誠に不憫のものなれば、我身の上にも引きくらべて、力の及ぶ限りたすくべし。仁慈のことたる、身分の尊卑、年齢の長幼により區別あるべきにあらざれば、何人にて身分相應にこれをなすことを得べし。路に迷ひたるもの、路を教へ、又は病苦に悩めるものを慰むるが如きは、何人にてもなし得られざることなくして、其親切を受けたるものと喜び如何ばかりぞや。汝等も平生意を用ゐて、人の難儀を思ひやり、これを助けんとを願ふべし。

教授上の注意

入門第十六課第十八課及び第一卷第十八課は本課の楷梯なれば、先づかの話より開發し、漸く以て本課の教授に及ぶべし。朋友間の救難より引いて他人に及び、日常卑近の事實に就いて、充分に本課の主旨を會得せしむべし。

格言

雪の日やあれも人の子樽ひろひ

安藤冠里といふ人の句なり。樽拾ひとて酒屋の小僧が雪中徒跣にて歩行き居るを見て、あの子にも親はあるべきに、貧賤のあまりかゝる目にもあはすることよと、あはれがりてよみたる句なり。

設問

一 雨降り天寒キニ、途ニテ年少キ子供ノ荷篋ヲ覆シ、難儀ノサ

マナルヲ見バ、汝等ハ如何セントスルカ。

二 人ノ難儀ヲ見テハ如何スベキカ。

三 ヨク人ヲ惠ミシ人ノ話ヲ告ゲヨ。

四 雪の日やあれも人の子たるひろひと如何ナル意味カ。

五 眞田幸弘ノ事實ニ就テ思ヒ當レルコトハナキカ。

例話一

大岡忠固の話

大岡忠固は文政の頃の人なるが、ある日雪見にとて、江戸高田村の別邸に赴きしに、途中駕籠の中より従者の一人鎌田又六といふに聲かけて、如何に又六、好き景色ならすやといひけるに、又六答へて御前は駕籠の中にて爐さへ抱いてればすれば、景色の好きも御目に留るべけれども、某どもは雪中に脛を没して歩き候へば、寒さ身

にしみて、景色など見え申さず候といひたり。忠固聞いて痛く感悟し直に駕籠を促して立ち歸り、酒肴を供へて従者を勞ひ、其後は絶えて雪見をなさざりきといふ。忠固の如きはよく他人人の難儀を思ひやりたる人といふべし。

要項

一 忠固が雪見ニ出デタルコト。

二 忠固が雪見ヲ廢シタル次第。

例話二

白田可久人を救ひし話

白田可久畏齋と號す。備前の人なり。嘗て友人と郊外に遊びしに、一人の男子糞溺中ニ陥りたるを見たり。人々皆其臭穢を厭ひて近くものなし。畏齋急に手を溺中に下し之を援ひ上げたり。既にして里

人集り來りて、此人は癩癘の疾あり。今日偶之を發せしならん。君若し在さずば淵中にて命終らんのみと、いたく其親切を喜べりとぞ。又ある日一人の小供、鳶のために魚をさらはれ、主人の怒を恐れて路傍に泣き居しを、畏齋囊を倒にして錢を與へ、再び魚を買ひて持ち返らせたり。これらの事小なりと雖も、亦以て畏齋の人となりを見るべし。

要項

一 畏齋が糞淵中ノ人ヲ救ヒシコト。

二 畏齋が小供ニ錢ヲ與ヘテ魚ヲ買ハシメシコト。

第三十二課 鈴木宇右衛門の仁惠

(本文)鈴木宇右衛門とて、なさけおかき人ありき。あるとききとんにて、なんじふするものねばかりしかば、そのつまと心

をあはせて、これらの人々をめぐみたり。あるあさ、雪ふり風はけしきに、ひとへもの一ツきたる、十二三の女子、かど口れたとぞみてものをこへり。夫婦はこれを見かねて、わがむすめをよび、そなたは、わたいれ二つかさねて、あたゝかにきたり。一ツをぬぎて、かの子にあたへずやといひしに、むすめも心よけに、よきはうをぬぎて、あたへたりとぞ。

本課の大意

本課に於ては前課訓辭の實例を示さんが爲め、鈴木宇右衛門一家の仁慈博愛なりし事實を叙す。

説話要領

鈴木宇右衛門は羽前國鶴岡の人なり。博く衆を愛し、困窮なるものをみれば必ず救へり。天明八年大饑饉にて、陸奥の國中餓死相望め

り。このとき宇右衛門は田畑を賣りて、多くの人々を救ひしに、既に
して資料つきその家具を賣りしに、幾くもなく家具田畑を賣りつ
くし、またその衣類を賣り、皆救助の資料に充てたり。妻も亦宇右衛
門と心を同うし、あるとき餘せる晴着を賣らんとせしに、宇右衛門
曰く衣類を愛するは女性の常なり、汝のこれを賣るは、感ずるに餘
あれども、せめては外出の時の晴着一通はのこしれくべしと。妻は
はく、妾は他へ出づる念なし。これを賣らば、また兩三人を救ふべし
とて、つひにこれをうりてその資料に充てたり。一日少女の食を門
に乞ふあり、折から雪ふり風はけしく、はだへをつく寒さなるに、乞
食の小女は、つぐれの單衣をつけ居たり。妻熟視してあはれみにな
へず、吾が娘の綿入二枚きたるをみて、むすめにわかひ、かの女子汝
とほゞ同年なるべし、着物の丈も同じからん。一枚を脱ぎてかの女

子に取らせずやといひしに、娘も否む色なく、心よく脱ぎて與へた
りとぞ。

教授上の注意

むすめが母の命を聽きて、心よげに其着物を脱ぎて與へしこと注
意を要す。

設問

- 一 鈴木宇右衛門一家慈愛ノ話ヲ語レ。
- 二 母ハ娘ニ向ツテ何ト云ヒシカ。
- 三 娘ハ母ノ詞ヲキ、テ如何セシカ。

第三十三課 公益

(本文)いかばかりみおんよき人なりとも、よのためになるわ
さをなさずば、ありてかひなき人といふべし。

本課の大意

本課の目的は力を公益に致すべきを教ふるにあり。

説話要領

人は身分の尊卑に拘らず、ひろく世人を裨益する考なかるべからず。人と生れて世間の用をなさずして老い朽ちなは、人と生れたる甲斐もなく禽獸草木の民用を助くるにも如かざるべし。豈に恥づべきにあらずや。公益といふことは種々ありて枚舉に遑あらずと雖も、學校を立てて兒童を教育し、道路橋梁を繕ひて人の往來に便し、有益の器械を發明して人力を省くが如きは、其大なるものにして、成長の後にあらざれば、之を行ひ難かるべしと雖も、玻璃片の道路に散在せるを取除きて、通行人の危害を防ぐが如きは、兒童と雖もなし得べき所なれば、汝等日常意を用ゐて、世のため人のため

になるべしと思ふことは之を爲さんことを心掛けざるべからず。

教授上の注意

兒童に公益を説きて、躬行實踐を奨むるは、成長の後にあらざれば、なし得ざるものと如しと雖も、公益を圖らんとは精神は、夙に之を養成せざるべからず。殊に有益なる器械を發明したるがために、人生の幸福を増したる事蹟などは、兒童の聽かんことを欲する所なれば、教授者は此好奇心を利用して、須く適應の事例を取りて訓誨せんことを要す。

設問

- 一 人ト生レテ世ノ利益ヲ圖ラザルモノハ如何。
- 二 富貴ノ人ハ殊ニ公益ニ力ヲ致サルベカラザルハ何故ゾ。
- 三 兒童タルキ、公益ニ關シテ如何ナルコトヲナスベキカ。

例話

高嶋玄俊の話

玄俊は近江國高島郡朽木村の人なり。西京より來りて醫師山本永吉の門に入り、久しく其術を修めて、豊後國府内より知る人のあるをたよりて、開業したり。人と爲り質朴廉直、常に節儉を行ひて衣食住の冗費を省き、人より交るる信義を専らとせり。或時其妻外より出でんとて、美麗なる衣服を着したるを見て、汝さのみ粧ふことなかれ、余は木綿の外身より纏はねば、汝も木綿に改むべし。よしや絹紬の衣類持ちたりとて、今様の華美なるさまするは、徒に人に誇るのみにて、却て人に卑められんと戒めたりとぞ。今に至る迄里人其質素を稱せり。玄俊固より餘財あるにあらねども、或は鰥寡孤獨に憫を加へ、或は癘疾、痼疾に藥を施すなど、其善行筆紙に盡し難し。明治二年の凶

荒し、米價騰貴し、庶民飢餓に及ばんとせしに、玄俊自宅を質として金を借り、窮民を救はんとて、中尾善兵衛と云ふ者より相談せしに、善兵衛痛く之に感じ、己れも玄俊より力を添へ、同志の者に勧めて金を募り、五千兩の大金を調べ、米を求めて市中近郷の者に施せり。これ皆玄俊の至誠に感動して奮起したるなり。又明治三年府内寺町より火事起りて、折しも西風烈しくして、延焼百軒餘に及びしに、寺町は貧民の巢窟にて、殊に去年凶荒の後、諸品高直なれば、營作の術もなく、皆焼跡に露宿して暑寒に苦しむを憐み、再び同志の人々を募りて金二千五百兩を集め、之を造作の基本となして、是迄は藁屋なりしを瓦葺に改め、百軒計り建て連ねて、類焼の窮民に與へしより、全く玄俊の仁心の實効顯はれたるなりとて、皆人感じあへりとぞ。本縣に民費を以て學校を創建せしも、玄俊發企の一人にて、疾くより朝

延の御趣意を遵奉し、終始渝はらざるよよれる故なりとて、金千匹を賜ひて褒賞したまへり。

要項

- 一 玄俊が妻ヲ戒メタル事。
- 二 玄俊が救恤ニ力ヲ盡シタルコト。

第三十四課

ふト女簪と寄附す

(本文)ふじ女とて、ある村役人のめしつかひあり。その村に小學校をたてんどの相談ありしとき、ふじ女は、銀のかんざしをとりいだして、このしなは、わづかなれども、學校をたつるもと金のうちに、いれたまへといひたり。人々これをきくと、かんせぬものなく、みなく、これにはげまされて、あまたの金を、いたしあひ、學校をたてたりといふ。

本課の大意

前課の意を擴めて公益を圖るは富貴の人のつとめふるのみならず、たとひ鄙賤のものふりとも、心だにあれば、ふし得べきものあることを訓ふ。

說話要領

周防國熊毛郡室積村に一の小學校を建設せんとて人々村役人の家に會して、經費等の事を商議せしに、何處にても金錢にかゝる話に至れば、皆頭を傾け眉を顰むるがならひにて、こゝに集れる人々も、皆躊躇して、己れが出金の少からんことをのみ望むものから、評議まぢくにて、いつ果つべくも見えざりき。此時其村役人の下婢よふじと云ふものありて、側し聽き居たりしが、經費の不充分なる由を聞きて、其翠朝己が常に愛惜せる銀の釵一枝を携へ來りて、賤

しき妾が寸志一候へば、學資の万一は加へ賜へど、懇に申出でければ、滿坐の者ふじが篤志に感激し、金圓物品等を寄贈するもの續々出で、學校建設の資を輔けたりといふ。ふじ女が卑賤の身にて銀釵を寄附したるは、其篤志富饒者の百圓千圓を寄附したるより勝りて賞すべきことなり。此事縣廳に聞えしかば物を賜へて其篤志を賞められたりといふ。

教授上の注意

ふじ女が教育もなき鄙賤の女として、學校設立のためは簪を寄附せし心がけを嘆賞し、學問を爲せるもの之に恥づることなきやうにすべきを訓ふべし。

設問

- 一 ふじ女ノ善行ヲ語レ。

二 釵ハ婦女子ノ如何ニ思ヒ居ルモノナルカ。

三 村役人等ハふじ女ノ言ヲキ、テ如何ニオモヒシカ。

第三十五課 我爲すべき務

(本文わがなすべきつとめは、いかなるなんぎにあふとも、これをなしとけんといふもふべし。さうはりありとて、たゆむときは、なにごとをも、なしがたかるべし。

本課の大意

本課に於ては、人おのゝ其職分を守りて怠らず、職務のためには、其身の斃るゝまで盡さるべからざるを教ふ。

説話要領

人にはをのゝ職分ありて、之を以て己の業となすものなれば、正

實に之を務めんことを期し一旦危急の場合に臨まばたとひ身命を捨つるも其職責を全うせんことを期せざるべからず。兵士が彈丸雨注の間に戦ひて一步も退かざるが如き、消防夫が烈火を犯して火災を防ぎ、水夫が深淵に入りて溺者を救ふが如き、皆その職分を盡せるものといふべし。斯の如く一身を捨てゝ事に當ればこそ能く大事を遂げて其結果を收むることを得るなれ。若し然らずして水火彈丸に恐れて忽ち逃避するが如きことあらば、何事をも成し遂ぐることを得ずして衆人の指笑を被むるに至るべし。

凡そ正經の職業には、尊卑の別あることなく、之に従事する人の如何によりてこそ、尊卑の別も出でくるなれ。左れば汝等成長の後如何なる職業に従事せんにも必ず之を正實に務め、時としては爲めに一身を犠牲に供する決心なかるべからず。わけて人使役せら

るゝ身分ならば、主人より命せられたる職業は、何事にても、かけひなたなく之を力め、主人の見込みしよりも、一段好結果を得ん事を心掛くべし。さすれば信用次第に加はり、立身も速かなるを得べし。

教授上の注意

己が日常の職業を賤みて心を之に用ゐざるもの、世間往々これあり。甚しき誤と謂ふべし。本課に於て、日常些末の事實に就きて其職責を明しせしめ、以て之が矯正をなさざるべからず。

設問

- 一 職分トハ如何ナルモノナ云フカ。
- 二 己レノ命セラレタル職業ハ如何ナル心掛ニテ之ニ従事スヘキカ。
- 三 正シキ職業ニハ尊卑ナシトハ如何。

四 汝等モシ己ノ職分ニ妨ヲナス者アラバ如何セントスルカ。

第三十六課 つな女

(本文)つなといふ子守、子をせれひて、そとにをりしに、一ひきのやまいぬ、はしりきたれり。つなはこれを見て、主人の子に、けがさせては、ならずとれもひ、うつおしになりて、こどもをかばひしかば、わが身は死にたれども、こどもは、すこしも、けがなかりきといふ。

本課の大意

本課は前課の訓辭を承けて、一鄙女子が剛毅其務を守りし事實を掲ぐ。

説話要領

つな女は若狹國遠敷郡西津村字小松原の漁夫角左衛門の女なり。

年十五にして某家の召使となり、主の幼兒をもりして家の外に遊び居し、一頭の狂犬躍り來りて、逃ぐることを能はざりしかば、つな女は、せめて主人の子、怪我さすまじと思ひ、うつおしとなりて子供を覆ひし、犬は十餘所に咬みつき、衣帶もこれがため裂け、血出で子供に滴るに至りたれども、つな女は固く守りて放たず。かくするうちに、人々之を聞きつけて馳せ集りしが、犬はやがて逃げ去りぬ。扱つな女は詞確かに、主人の子は怪我なき由を語りたれども、疵の毒次第劇しくして、醫藥も其効なく、十餘日にして終に死せり。國守この事を聞き、いさく憐れがりて、大なる石碑を建て、忠烈綱女之碑と記して、三日の間大佛事を行ひたりといふ。つな女の如きは、誠によく其職分を全ふしたるものといふべし。

教授上の注意

一、第二十九課報恩の訓辭を引用し、つな女が主家の恩を記して、主家のために身を亡はせるを賞揚すべし。

二、左につな女の碑文を掲げて参考に供す。碑は同郷西德寺に在り。

忠烈綱女之碑

女小松原漁夫角左衛門之長女也。甫十五歲。家貧。賣於吏卒松見茂太夫家。常令保抱其兒。一日。女負兒出遊。忽遇癩狗。女意謂。嘗聞。傷於癩狗者必死。乃臥兒於地。跨伏其上。以身衛兒。狗直來。恣咬女。到十數傷。衣服爲破裂。全身流血。而凝然不動。其家驚赴救歸。女曰。吾死固其所也。惟兒得全。吾願足矣。既而傷毒劇熾。醫療無効。以明和己丑七月三日死。嗚呼哀哉。識與不識。莫不感泣。乃葬西德寺中。吾大侯維民之父母。吝得其實。矜其據義而死。賜錢其父。以褒焉。士臣等。不勝感激。相共謀樹碑。以旌其忠烈。銘曰。

維碑非碑 汝介維石 一片丹心 潑血永碧

設問

- 一 つな女主家ノ愛兒ヲ救ヒシ話ヲ語レ。
- 二 つな女ハ死後如何ナル榮譽ヲ得シカ。
- 三 つな女ノ行ハ如何ニ評スベキカ。

第三十七課 愛國

(本文天皇陛下はこの國のみおやゝして、この國の人々は、みな兄弟のごとし。されば人々心を一ツにして、身ををさめ家をたて、國のさかえをはかるべし。

本課の大意

本課は愛國を主とし、我國民たるもの、同心一致して國家の富榮を計るべきことを教ふ。

説話要領

我大日本國々民は、神武天皇より以來、皇統連綿たる天皇を戴き奉りて以て今日に至れるものにて、臣民より天皇を仰けは父母の如く、天皇より臣民を見れば子の如し。其間の親厚きと比類なく、實に一家の如きものなり。されば我々臣民心を一よし志を同うし、各其業を勉めて國家の利益と富榮とを希ふべし。

教授上の注意

愛國の課は分ちて二課とせり。本課は平時に處する所以を訓へ、次課は變亂の世に處する所以を訓ふ。

設問

- 一 我等臣民ヨリ申サバ皇室ハ親ノ如シトハ如何ナルコトナルカ。

- 二 皇室ヨリ見レバ我等臣民ハ子ノ如シトハ如何ナルコトナルカ。

- 三 我等國民相互ハ兄弟ノ如シト云フハ如何ナルコトナルカ。
- 四 我等臣民ハ如何ナル心ヲ持テ國家ニ盡スベキカ。

第三十八課 義勇

(本文)われらがやすらかに、この日をおくるは、天皇陛下の下で
れんなり。さればもし國にことあらば、身をすて、家をわすれ、
君のおんために、力をつくすべし。

本課の大意

前課と同じく愛國の課にして、前課に續きて國家有事の日に處する道を訓ふ。

説話要領

我等が親子兄弟相集りて、かく安穩に生活することを得るは天皇陛下の、上にましまして、國家を統治したまふが故なり。もし天皇陛下のましますことなかりせば、國は忽ち亂れて、我等は一日も、枕を高くする能さざるべし。されば我等の安穩なる生活をなすことを得るは、全く天皇陛下の御洪恩によるものなれば、我等は其恩の廣大あるを思ひて、日夜に報効を圖り、一朝事あるに及びては、身を棄て家を忘れて、天皇陛下のため、國家のために、其力を致さんことを心掛けざるべからず。

教授上の注意

第一課、第二課、第三十七課は、尊皇愛國に關せる課なり。本課を教ふるには、先づ右三課の主旨を語らしむべし。さすれば本課の目的一層明瞭なるべし。

設問

- 一 我等ノ安穩ニ暮スコトヲ得ルハ誰ノ恩ゾ。
- 二 國民タルモノ國家有事ノ日ニハ如何ニ身ヲ處スベキカ。

例話

兒島高德櫻樹に題せし話

元弘の頃、後醍醐天皇恐れ多くも高時が計にて、隱岐の國に遷され給ひしとき、備後三郎兒島高德之を聞きて、忠憤に堪へず。其途に待ち受けて乗輿を奪ひ奉らんと覺悟し、船坂の山中に伏してこれを待ちたり。然るに乗輿は此道を通らせ給はず、山陰道に向はせ給へりと聞き、間道より馳せて杉阪に至りしが、鳳輦は早く過ぎゆきし後なり。高德の從兵等皆力を落して散々に落ち失せしかば、高德はやむことを得ず、たゞ一人服を變じて車駕の跡を逐ひ、一たび龍顏

を拜して其赤心を露さんと思ひしかども、武士の警護嚴重なれば、近づきがたく、ある夜、行在に入りて、庭の櫻樹を削りて、天莫空勾踐、時非無范蠡の二句を書き記し、其所を立ち去りたり。夜明けて、後、警護の士之を見たれども、讀むことを得ず、奏聞するに及びしに、天皇之を御覽じて、其意を悟り玉ひ、なほ世には勤王の士ありけりと御心に喜ばせ給へりといふ。

要項

- 一 高德ガ忠憤ヲ發シタル譯。
- 二 高德ガ櫻樹ニ題シタル次第。

第三十九課 河野通有

(本文むかし元といふ國のふね、あまたせめきたりしとき、河野通有といふ人、國のためには、わが身をすつべしとて、さき

がけして、きにむかひ、てきの大將をとりこにせしかば、みなくこれにつぎて、ふるひたふかひ、つひに、てきをねひのけたり。

本課の大意

本課は前課の訓辭に對する事實なり。

說話要領

弘安四年、元主忽必烈、其將范文虎を遣し、大舉してわが國に寇せしとき、敵軍は鐵鎖を以て大艦を聯ね、弩を列して備を設けしかば、わが兵船之が爲に破壊せられ、容易く近くことを得ざりしに、我將に河野通有といふものあり、伯父通時とともに、僅に二船を以て敵艦の間に突進せり。矢其左肘にあたりしかば、通有怒りて、まずく進み、遂に檣を仆し之を架して、敵艦に躍り入り、奮戦して、數多の敵兵

を殺し、其將王冠を擒にして引きあげたり。安達次郎、大友藏人等、通有に踵ぎて奮進せしかば敵軍遂に上陸すること能はずして、肥前の鷹島に泊したり。敵將范文虎は我が將士の武勇たゞひなきを見て、事のなすべからざるを知り、軍を棄てて先づ逃れ歸りしに、たままた颶風大に起りて悉く敵艦を破壊し、溺死海を覆ふに至り、わが兵之に乗じて掩撃せしかば、元兵十餘萬のうち、生きて歸りしもの、僅に三人なりきとぞ。

教授上の注意

本書第三卷に元寇の役を挙げたり。本卷之に先ちて河野通有の義勇を示す。蓋し第三卷の豫備と見做すことを得べし。

設問

一 河野通有義勇ノ話ヲ語レ。

二 元寇ノ役ノ大要ヲ語レ。

三 敵將范文虎ハ何故ニ軍ヲ棄テ、歸リシカ。

第四十課 矢玉は霰

(本文やだまはあられど、ふるなかき、すゝめよ、ますらを、おくるなよ。たどひいのちは、すつとても、みくいのたみの、をゝしさを みせよ、しめせよ、そのをゝしさを。

本課の大意

義勇愛國課の結尾として諷誦を主としたる唱歌を掲げ、兼て徴兵の義務を訓ふる段階とす。

説話要領

本課に掲けたるは軍歌とて、兵隊の進軍するとき歌ふところの歌なり。我國には徴兵の制ありて男子丁年に達すれば、兵役に服す

る定なり。兵士は護國の任に當る名譽の務なれば、男子たるものは喜びて、之に應じ、其任務を全うせんことを期すべし。さて戦に臨みては、雨霰と飛び来る彈丸をもとせす、すゝみはけみて、人後の耻をとるべからず。たとひ命を捨つることあるも、君のためなり國のためなり、一步も退くことある。ますく進み戦ひて以て我國民の勇武を示し、國威を耀さんことを心掛けざるべからず。我國民たるもの、もし此心得なくして、戦に臨みて遁け隠るゝが如き、卑怯の振舞あるときは國威地に墮ちて、忽ち外侮を招くに至るべし。戒めざるべけんや。

教授上の注意

第一卷第二十課と相待ちて海陸の軍備を説明し、併せて体育の必要を説くを要す。

設問

- 一 我國ニハ國民ナシテ、護國ノ大任ヲ盡サシムルタメニ、如何ナル制アリヤ。
- 二 兵士ノ職務ハ如何。
- 三 兵士タルモノ、心得ハ如何。

正訂 小學修身經 尋常科 第二卷 教師用 終

明治二十六年十一月十四日印
 明治二十六年十一月十七日發
 明治二十七年一月卅一日訂正再版印刷
 明治二十七年二月三日訂正再版發行
 明治二十八年十月五日訂正三版印刷
 明治二十八年十月五日訂正三版發行

正訂 小學修身經 尋常科 教師用

卷壹	定價金	拾五錢
卷貳	定價金	拾五錢
卷參	定價金	貳拾錢
卷四	定價金	貳拾錢

版權所有

編輯者 天野爲之
 發行者 小野英之助
 發兌元 富山房書店
 印刷者 草田長松
 印刷所 明教社

東京市麴町區土手三番町
 廿九番地
 北豐島郡南千佳町元地方橋場町
 千三百八十番地
 東京市神田區裏神保町九番地
 電話千〇六十二番
 草田長松
 京橋區三十間堀壹丁目二番地
 明教社
 全區三十間堀貳丁目壹番地

